

浦添市新型コロナウイルス等対策行動計画の概要

★★緊急事態宣言時に必ず実施

★緊急事態宣言時に必要に応じて実施

発生段階	第1段階		第2段階	第3段階		第4段階	
	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期		小康期	
			県内未発生期	県内発生早期	県内感染期		
状態	新型コロナウイルス等が発生していない状態。	海外で新型コロナウイルス等の患者が発生しているが国内では発生していない状態。	いずれかの都道府県で新型コロナウイルス等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態。	県内で新型コロナウイルス等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。	県内で新型コロナウイルス等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。	新型コロナウイルス等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。大流行は一旦終息している。	
目的	●発生に備えて体制の整備を行なう	●新型コロナウイルス等の国内侵入をできるだけ遅らせ、早期発見に努める。 ●県内発生に備えて体制の整備を行なう。	●県内の発生に備えて体制整備を行なう。	●県内での感染拡大をできるだけ抑える。 ●感染拡大に備えた体制の整備を行なう。	●健康被害を最小限に抑える。●市民生活・経済活動への影響を最小限に抑える。	●市民生活・経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。	
1 実施体制							
担当部局 第1段階:健康部 第2段階以降:総務部	行動計画作成	対策本部立ち上げ準備	★★市対策本部の設置		★★市対策本部の廃止		
	市対策連絡会議を定期的開催し、対策を推進		★他の地方公共団体による代行・応援等の措置の活用				
2 サーベイランス 情報収集							
担当部局	情報収集						
第1段階:各部局にて業務に関連する情報の収集 第2段階以降:対策本部にて情報の集約	県が実施する学校等での集団発生把握強化への協力						
3 情報提供・共有							
担当部局	情報提供体制の整備 継続的な情報提供	県内、国内外の発生状況、対策内容(プロセス、理由、実施主体等)等の情報提供 市対策本部が設置されたときは、対策本部において一元的に発信				第二波に備えるための 情報提供	
・相談窓口等	健康部、福祉部、市民部	相談窓口等の設置準備	相談窓口等の設置	住民がとるべき行動、誰もが感染する可能性、適切な受診方法、学校、職場等の感染対策の周知		相談窓口の縮小	
・外国人への 情報提供	企画部			相談窓口等の充実・強化			
・情報共有	全部局	外国人への情報提供 体制の検討	外国人への情報提供				
			国、県、関係機関と対策の方針等の情報を共有				
4 予防・まん延防止							
個人・職場での感 染予防	担当部局 健康部、福祉部、 市民部	感染対策の普及、県が 実施する外出自粛要請の 理解促進	感染対策の実施	マスク着用・咳エチケット・手洗い等の勧奨、職場の感染予防対策の徹底の促し			
予防接種 ・特定接種	健康部	職場感染対策の周知 の準備	職場感染対策の周知	★県が実施する不要不急の外出自粛要請の周知			
・住民接種		接種体制の構築		★市職員の特種接種(集団接種・同意)			
		接種体制の構築 実施方法の準備	接種体制の準備	★★予防接種法に基づく新臨時接種(集団接種)			
				★★特措法に基づく住民に対する臨時の予防接種			
学校等の 臨時休業	教育委員会 ※主に指導部、 教育部	施設の使用制限要請等の対策の周知				県が実施する施設等の 使用制限要請の解除の 周知及び対応	
施設等の 使用制限	全部局	学校、保育施設等に対し学校保健安全法に基づく臨時休業要請の周知 ★学校、保育施設等に対する施設の使用制限要請・指示の周知 ★学校、保育所等以外の施設に対し感染対策の徹底を要請し、公衆衛生上の問題があれば施設の使用制限又は感染対策の徹底を要請・指示したことの周知					
5 医療							
患者への対応等 の周知	担当部局 健康部 消防本部	県が設置する帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の周知		一般医療機関での診療体制への 移行の周知	通常の医療体制への 移行の周知 臨時の医療施設の 縮小・中止の周知		
				県が設置する臨時の 医療施設設置の周知			
6 住民生活・地域経済の 安定の確保							
市内事業者	担当部局	職場の感染対策の実施の準備の促し		職場における徹底した感染対策の実施の促し		縮小・中止していた 業務の再開周知	
市内登録 事業者	健康部、市民部	事業継続に向けた準備の促し		水の安定供給に必要な措置		被害状況確認を要請	
要援護者支援	健康部、福祉部、市民部 教育委員会各部局	要援護者の把握等の準備		要援護者支援の 準備及び実施	★★要援護者の生活支援の実施		
埋葬・火葬	市民部 ※都市建設部 (第3段階での 市民部の応援)	県が実施する火葬能力の 把握・体制整備 (一時的遺体安置施設の 把握)への協力	一時遺体安置施設等の確保の準備		★★要援護者の生活支援・ 搬送・死亡時対応の実施		
				円滑な火葬及び一時的 遺体安置場所の確保 の体制整備	★円滑な火葬及び一時的 遺体安置場所の確保		
医薬品等物資の 備蓄	健康部、総務部	医薬品その他の物資 及び資材の備蓄		★県が実施する買占め、売り惜しみの調査・監視、 便上値上げ等防止の要請の周知			
生活物資の価格 安定	市民部						
市民・事業者へ の呼びかけ	健康部、市民部	食糧品・生活必需品等の備蓄の呼びかけ		消費者としての適切な行動、買占め・売り惜しみ 防止の促し			